

オウム対策住民協議会

台風が荒れ狂う中で 抗議集会!!

第九回学習会 「サリンによる被害者の現状は!」より抜粋

台風二十三号が接近し暴風雨が荒れ狂う十月二十日夜、烏山区民センターでオウム真理教(現アーレフ)の解体・解散を叫ぶ抗議集会と抗議デモが敢行されました。当初、超大型台風下の危険を考慮して、事務局は代表のみが抗議文を手渡すことを提案しましたが、集まった参加者百数十名が、合羽やポンチョに身を固めて果敢にデモ行進を決行しました。行進に世田谷区の山田助役、オウム問題対策特別委員会の区議も参加、吹き荒れる豪雨と暴風を跳ね返し膝から下がグショ濡れになりながらデモ行進、住民を励ました。デモ行進のあと、降りしきる風雨の中、区民センターホールに約二百五十人を超す住民が集合、対策協議会主催の第九回学習会「サリンによる被害者の現状は!」が開かれました。地下鉄サリン事件被害対策弁護団・事務局長の中村裕二弁護士の講演のあと、後半から、地下鉄サリン事件被害者の会代表・高橋シズエさんにも加わっていただきました。

以下は講演内容の概要とトーキーの内容のあらましです。

観察処分の法律を作らせた

地下鉄サリン事件で今でも寝たきりの生活をされている方がいます。彼らの理不尽な破壊的行動によつて多くの方が被害を受けました。今でも二割以上の方々が何らかの後遺症に悩んでいます。まず国会での破産手続の中、実は国が数億円の債権届けをし、それが優先債権で國が被害者より先にとつてしまつていることが明らかになりました。どうもおかしい。当時の大蔵省、総理府にも行きましたが、税金が優先するのは当然だ、との対応でした。何回かの交渉

で被害者と税金を逆転させて一

位にしたのです。前例のないこ

とでした。もう一つはアーレフ

が持つている財産をオウムが持つていた財産であると推定す

る、という法律を作ってくれま

した。この法律をバックに、管

財人はアーレフと十億円を払う

契約の合意に漕ぎ着けました。

被害者の中には異論がありまし

た。この合意はアーレフの存続

を許すことに繋がらないか、と

いう心配でした。管財人の苦渋

の選択でした。この合意でオウ

ムがこれ以上悪いことを重ねる

体力を奪い、減退させることが

出来ると考えたのです。
行政への働きかけ
当時の犯罪被害者給付金支給制度(以下犯給法)は、後遺症三級の方までにしか支給されませんでした。三級とは亡くなるか、寝たきりの状態です。被害者と弁護団が

いろいろ要請行動を行った中で、今は十四級ま

で犯給法の支給対象になっています。十四級

とは手足に痺れが残る、体のどこかに痛みが

あり、後遺症として認定されれば補償の対象

になります。ただ、地下鉄サリン事件の被害

者には当時三級ですので、遡つての適用はあ

りません。自分と同じ思いをこれからは誰に

もさせたくない、という気持ちで運動されて

きました。

司法府への働きかけ

刑事裁判では、犯罪被害者は当事者ではありません。当事者は裁判所と被告人と検察だけです。被害者はただの証人しかありません。早ければ、今度の臨時国会で「犯罪被害者保護基本法」が審議されることになるとおもいます。画期的な法律です。これを契機にして犯罪被害者の保護がより充実すればいい

(ここから高橋さんとの対話形式)

中村弁護士 (以下中村)

高橋さんは被害

者のためにいろいろ活動されてきました。事

件が起きた直後の被害者の気持ちは。

高橋シズエさん (以下高橋)

突然、被害

に遇つてまず病院で冷たくなつた主人と対面

しました。その現実が受け入れられませんで

した。翌日が司法解剖。主人がサリンで倒れ

ただけで、悲しい思いをしているのに、何故

切り刻まれなければならないのか、つらい思

いがありました。その後、裁判の度に地下鉄

千代田線に乗りました。一、二年の間は地下

鉄に乗る度に主人がそれで通勤したことを思

い出して、常に涙がでました。

中村 高橋さんは他の被害者の方のケアま

でしています。東京都の犯罪被害者の都民セ

ンターでボランティア活動をしたり、最近で

はニューヨークに行って、9・11の被害者

のみなさんと交流されました。地下鉄サリン

に感じていますか。

高橋 被害者に対する対応の速さ、きめの

細やかさ、全ての被害者をカバーしようとす

る制度には驚きました。事件の起きた九月に

は二年ごとに二十年間ケアしようと、健康被

害調査が登録制によって実施され、私が行つ

た今年八月には五万人が登録されています。

一方日本では過去に地下鉄サリン事件に

ついて警察庁が二回アンケート調査をしまし

たが、いまだに何の役にもたつていません。

中村 を傍聴されていますよね。傍聴で何か判つたことはありますか。

高橋 高橋さんはすでに四百回くらい裁判

を傍聴されていますよね。傍聴で何か判つたことはありますか。

中村 高橋さんはすでに四百回くらい裁判

を傍聴されていますよね。傍聴で何か判つたことはありますか。

高橋 いろいろな人が死刑を免れたいがた

めの言い分がある、証言の食い違いや主張

が違うわけです。加害者の両親は私と同じく

が違うわけです。親としての気持ちは判るよ

うな気がしました。私はそのお母さんの手の

上に手を重ねるくらいしか出来ませんでし

た。刑事裁判の中で謝罪の手紙や贖罪金とか

謝罪なのかな、それは未だに私には判りません

殺しの理屈にもなつていています。

中村 私も、何人かの信者と話をしてみま

した。彼らは輪廻、人間は必ず生まれ変わる

と固く信じています。これが彼らの教義、人

殺しの理屈にもなつていています。

高橋 命を奪うのではなく天国に送つて

あげる、という意味のようです。君

たち「今」という

時間を大事にしな

いのか、と問うと、

自分たちは人類を

救済するために修

行している。命は

「甦り」によつて

永遠に続く線だと主張します。私が「今」と

いう時間が「命」なんじやないのか、と主張

しても彼らには通じない。信者、元信者と話

して聞いて、ずっとそれ引つかかっています。

高橋 実は私が住んでいるマンションに現

役の信者が居住していることがわかつて、責

任者の若い信者に会つた。私は「地下鉄サリ

ン事件の被害者・それでも私は生きていく

の手記集を渡し「お父さん、お母さんは心配

しないの」と声をかけたら、「帰る家がない

ですから」と答えました。マンションの人た

ちと署名運動をして出てもらいました

が、その時、責任者が家まで来て「どうも済

みませんでした」と謝りました。もしかして

もつとちゃんと話せば、判つてもらえるのか

な、と思いました。

中村 十月六日の集会で上九一色村の竹内

精一さんが「信者とコミュニケーションをと

るにはまず挨拶から入つて、声を掛けたあげ

る」と発言していました。彼らはいま財政難

から、外に出て仕事をしていません。社会の人

と触れ合ふことで、自分の考えが揺らぐ人が

いるの年齢です。親としての気持ちは判るよ

うな気がしました。私はそのお母さんの手の

上に手を重ねるくらいしか出来ませんでし

た。刑事裁判の中で謝罪の手紙や贖罪金とか

が出ましたが、本当に謝罪なのか、裁判上の

謝罪なのかな、それは未だに私には判りません

殺しの理屈にもなつていています。

高橋 いろいろな人が死刑を免れたいがた

めの言い分がある、証言の食い違いや主張

が違うわけです。加害者の両親は私と同じく

が違うわけです。親としての気持ちは判るよ

うな気がしました。私はそのお母さんの手の

上に手を重ねるくらいしか出来ませんでし

た。刑事裁判の中で謝罪の手紙や贖罪金とか

が出ましたが、本当に謝罪なのか、裁判上の

謝罪なのかな、それは未だに私には判りません

殺しの理屈にもなつていています。

中村 私も、何人かの信者と話をしてみま

した。彼らは輪廻、人間は必ず生まれ変わる

と固く信じています。これが彼らの教義、人

殺しの理屈にもなつていています。

高橋 命を奪うのではなく天国に送つて

あげる、という意味のようです。君

たち「今」という

時間を大事にしな

いのか、と問うと、

自分たちは人類を

救済するために修

行している。命は

「甦り」によつて

永遠に続く線だと主張します。私が「今」と

いう時間が「命」なんじやないのか、と主張

しても彼らには通じない。信者、元信者と話

して聞いて、ずっとそれ引つかかっています。

高橋 実は私が住んでいるマンションに現

役の信者が居住していることがわかつて、責

任者の若い信者に会つた。私は「地下鉄サリ

ン事件の被害者・それでも私は生きていく

の手記集を渡し「お父さん、お母さんは心配

しないの」と声をかけたら、「帰る家がない

ですから」と答えました。マンションの人た

ちと署名運動をして出てもらいました

が、その時、責任者が家まで来て「どうも済

みませんでした」と謝りました。もしかして

もつとちゃんと話せば、判つてもらえるのか

な、と思いました。

中村 十月六日の集会で上九一色村の竹内

精一さんが「信者とコミュニケーションをと

るにはまず挨拶から入つて、声を掛けたあげ

る」と発言していました。彼らはいま財政難

から、外に出て仕事をしていません。社会の人

と触れ合ふことで、自分の考えが揺らぐ人が

いるの年齢です。親としての気持ちは判るよ

うな気がしました。私はそのお母さんの手の

上に手を重ねるくらいしか出来ませんでし

た。刑事裁判の中で謝罪の手紙や贖罪金とか

が出ましたが、本当に謝罪なのか、裁判上の

謝罪なのかな、それは未だに私には判りません

殺しの理屈にもなつていています。

高橋 命を奪うのではなく天国に送つて

あげる、という意味のようです。君

たち「今」という

時間を大事にしな

第9回学習会アンケート結果報告

集計報告 実施日 2004年10月20日 回収 51枚

1. 抗議集会・学習会に参加したことがありますか
初めて(5)、2回目(8)、3回目(4)、4回目(2)、
5回目(4)、6回目(1)、7回目(9)、8回目(4)、
9回目(15)
 2. あなたのお住まいは
北烏山(14)、南烏山(20)、給田(4)、粕谷(3)、
上祖師谷(0)、上北沢(3)、八幡山(5)、その他(2)
 3. 今回の学習会について
良かった(44)、記入なし(7)
 4. 良かった点、協議会に対する意見
 - ◆ 現在でも色々な事件があり、加害者より被害者の方が何の保障もない事が問題になっている現状に、大変おどろきを感じています。
 - ◆ 「坂本弁護士を捜す弁護士の活動も、4年目が一番苦しかった。」の発言は、貴重なものとして聞いた。高橋さんの被害者としての実情が伝わってきた。
- 対話形式は良かった。(他3件)

- ◆ とても分かりやすくて良かったし、高橋さん頑張って下さい。
- ◆ 今回参加する迄、オウムへの関心が薄れてきましたが、直接、被害者の高橋さんの話を聞いて、絶対に許せない事なので、倒すまで闘った方が良いと思った。
- ◆ 台風の中でしたが参加して良かった。
- ◆ 被害者本人のご意見を聞くことが出来、今後、応援をもっとしなくてはと強く感じました。
- ◆ 国が立ち上がってほしいと思います。私達がいくら学習会に参加してもなかなか早急には解決出来ないです。
- ◆ 事件は風化しつつあるなと認識させられた。被害者の近親者の話から釈然としない胸の内は伝わってきたが、十年一昔の感はぬぐえない。大きな事件も忘れてしまえば、また事件の起きる可能性が高くなるのではなかろうか。見張られているオウムは起さなくても、他の組織が起こすのではなかろうかという不安はぬぐい切れない。

「国はオウム事件被害者に何をすべきか」10.6集会に参加して

10月6日、神保町の日本教育会館で開かれた「国はオウム事件被害者に何をすべきか」の集会に当住民協議会より5名が参加をした。地下鉄サリン事件から10年目を迎えるとしている。無差別大量殺人事件を起こしたオウム真理教は常に報道される立場にあるが、その対極にある被害者にはなかなかスポットが当たることはなかった。

地下鉄サリン事件被害者の会代表の高橋シズエ氏は、米国ニューヨークを訪れて同時多発テロ9・11の現場に立ち、改めて日米の対応の違いを思い知らされることになる。米国政府は事件から数日後に、一死者あたり1億9千万円の補償を決めたそうである。それに対し5500人が負傷し、そのうち12名が死亡した地下鉄サリン事件は、個人的犯罪ではなく、国や東京都を対象に仕掛けられたテロ事件であるにも拘らず、国からは何の補償も援助も得られず、事件当日、救急車で運ばれていった病院の治療費さえも、自分で支払いをしたそうである。被害者の中には未だに頭痛や目の障害に苦しみ、働きず自宅療養を余儀なくされている人、傷身をおして無理をして働いている人などがいる。彼らは落度のない善良な市民で、意図せず犯罪被害にあった言わば偶然の被害者です。その被害からの立直りに対して、どこからも何の支援もなく、自力のみで立ち上がらなくてはならないという日本の政治の貧困さ。

来年には高橋シズエさんたちが活動してきた、こうした被害者を支援する「犯罪被害者保護基本法」が成立するそうである。この法律が成立しても適用はその法律以後であり、10年前の事件に遡ってサリン被害者たちに適用になることはないという。我々は暗い思いで会場を後にした。

住民協議会活動報告

- 10月19日(火) PM1:00~ 3:00
抗議デモ・学習会広報車活動
- 10月20日(水) PM1:00~ 3:00
抗議デモ・学習会広報車活動
- 10月20日(水) PM3:00~ 4:00
抗議デモ・学習会ビラ配り
- 10月20日(水) PM5:30~ 8:00
第9回抗議デモ・学習会
- 10月20日(水) PM8:30~10:00 反省会
- 10月24日(日) 芦花まつり会場で募金活動

- 10月27日(水) 實行委員会
- 10月31日(日) 輪っことふれあい健康フェスタ会場で
模擬店参加・募金活動
- 11月4日(木) 事務局会議
- 11月6・7日 上北沢区民センター文化祭で募金活動
- 11月6・7日 粕谷区民センター文化祭で募金活動
- 11月8日(月) 関係省庁へ署名提出・要請行動
- 11月8日(月) 「協議会ニュース41号」初校正
- 11月15日(月) 「協議会ニュース41号」再校正
- 11月19日(金) 實行委員会
- 11月22日(月) 「協議会ニュース41号」発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。